

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

一 道路の種類 県道

二 路線名 本庄寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	見玉郡美里町大字阿那志字川原二 七六番八地先から同郡同町大字阿 那志字下十条前三三五番地先まで	区 間
一二・五〇 二一・一八	八・五六 一四・四一	敷地の幅員
	二〇〇・八〇	延 長
	自転車歩行者道整備事業	備 考